

平成22年9月30日
総務部 人事課
病院局 運営部
議会事務局 総務課
警察本部 警務課
人事委員会事務局
監査委員事務局
選挙管理委員会事務局
海区漁業調整委員会事務局

平成21年度における青森県特定事業主行動計画の実施状況について

青森県職員が安心して子育てをしていくことができるよう、職場環境を向上させるとともに、地域社会における子育て支援にも積極的に参加することにより、社会全体の子育てしやすい環境づくりに貢献することを目的として、平成17年4月に「青森県特定事業主行動計画」を策定しました。

平成22年4月に策定した後期計画では、平成21年度分から、毎年、前年度の取組状況や目標に対する実績等の公表を行うこととしており、平成21年度においては次のとおりとなっています。(平成21年度は前期計画の最終年度ですので、目標値は前期計画のものとなっています。)

なお、実施状況は、教育委員会以外の全任命権者分を取りまとめた内容となっています。

1 職員の子育てに関連する制度の周知に向けた取組

- ・職員の子育て支援ハンドブックを作成し、庁内LANのインフォメーション等への掲載及び職員への回覧により周知を図った。また、妊娠中の職員に対し、職員の子育て支援ハンドブックの配付等により制度の周知を図った。
- ・子育てに関連する文書を職員に回覧したほか、子育て支援に関する制度改正について課員にメールを送信するなどして周知を図った。

2 子どもの出生時に父親となる職員の5日間以上の連続休暇の取得促進

子どもの出生時（出産予定日（出産日）前後8週間の期間）は配偶者の出産へのサポートが必要な時期ですので、育児参加休暇や配偶者出産休暇等を活用した5日間以上の連続休暇の取得を推進しています。

<子どもの出生時に父親となる職員が5日間以上の連続休暇を取得した割合>

(H21.4.1~H22.3.31)

	目標値 (H21年度)	H21年度実績
知事部局	50%	13.2%
病院局		0%
警察本部		0%

※平成21年度に新たに対象となった職員の取得実績です。

他の任命権者については平成21年度に新たに対象となった職員はいませんでした。

※（参考）後期計画指標（子どもの出生時に父親となる職員が配偶者出産休暇、育児参加休暇を取得した割合）の場合（H21. 4. 1～H22. 3. 31）

	目標値（後期計画）	H21 年度実績
知事部局	95%	82.4%

3 育児休業等を取得しやすい環境の整備

男性職員の育児休業の取得率は、現状では極めて低い水準にあります。

子育てを行うことに加え、配偶者へのサポートが求められる産前・産後の期間は、より積極的な育児休業の取得を推進しています。

＜男性職員の育児休業の取得率（子どもの出生時における5日間以上の連続休暇の取得率を含む）＞（H21. 4. 1～H22. 3. 31）

	目標値（H21 年度）	H21 年度実績
知事部局	55%	14.7%
病院局		0%
警察本部		0%

※平成 21 年度に新たに対象となった職員の取得実績です。

他の任命権者については平成 21 年度に新たに対象となった職員はいませんでした。

＜女性職員の育児休業の取得率＞（H21. 4. 1～H22. 3. 31）

	目標値（H21 年度）	H21 年度実績
知事部局	95%	97.6%
病院局		91.4%
警察本部		100.0%
人事委員会		100.0%

※平成 21 年度に新たに対象となった職員の取得実績です。

他の任命権者については平成 21 年度に新たに対象となった職員はいませんでした。

4 年次休暇の取得促進

職員の子育てに年次休暇を有効に活用するため、年次休暇の計画的利用を推進しています。

＜職員 1 人当たりの年次休暇取得日数＞（H21. 4. 1～H22. 3. 31）

	目標値（H21 年）	H21 年実績
知事部局	16 日	12 日
公営企業		15 日
病院局		6 日
議会事務局		11 日
警察本部		9 日
人事委員会事務局		11 日
監査委員事務局		14 日
選挙管理委員会事務局		6 日
海区漁業調整委員会事務局		9 日
労働委員会事務局		14 日